

新クリーンセンター建設事業特別委員会

平成25年2月14日

葛城市議会

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第1号 工事請負契約の締結について (葛城市クリーンセンター建設整備工事)

調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) その他

開 会 午前10時48分

川西委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより新クリーンセンター建設事業特別委員会を開会いたします。

本会議に引き続きまして、委員会、また協議会となります。どうか皆さんにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員外議員の方は、辻村議員、中川議員、白石議員の3名でございます。

一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川西委員長 ご異議なしと認めます。

(傍聴人入室)

川西委員長 なお、発言される場合は、必ず挙手をしていただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立していただき、発言されますようお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第1号、工事請負契約の締結について（葛城市クリーンセンター建設整備工事）を議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第1号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、葛城市クリーンセンター建設整備工事についてでございます。

本工事につきましては、新市建設計画及び地域循環型社会形成推進地域計画に基づき進めております事業で、平成24年度から平成26年度の継続事業として施工する工事請負契約の締結につきまして提案するもので、當麻クリーンセンター跡地に建設しようとするものでございます。

工事の主な内容につきましては、まず工事に係る詳細設計を行った上、用地の造成を初め、25トン2炉の熱回収施設及び管理棟の建設、リサイクル施設の改修を行うものでございます。

工事の発注につきましては、三たびの総合評価落札方式による一般競争入札の公告を行いました。1社からの参加申請しかなく、公告で2社未満のときは入札を中止しますとあるように、入札を取りやめ、その後特別委員会の許可を得て、三たびの参加申請のあった1社から技術提案を求め、協議の結果、新クリーンセンター建設に十分対応できる会社と判断し、特別委員会においても協議をいただいた上、了承を得て、見積もりを徴し、株式会社川崎技研と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約するものでございます。

契約金額については、45億1,080万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川西委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、岡本委員。

岡本委員 今、議場でもいろいろ説明していただきました。

随意契約、この根拠につきましては第167条の2第1項第8号ということになるわけですが、ちょっと教えてほしいのは、今、この第8号の中で、いわゆる競争入札という言葉が出てくると思うんですね。競争入札に付して入札者がいないとき、再度は別として、で、今、ちょっと私がいまいちわからないのは、公告を3回された、で、その公告を3回されて1社しか申し込みがないという形の中で、その随意契約に持っていかれるということについてのことでちょっと知りたい。ということは、入札と公告とは違うのではないかな。で、その公告が生野部長の発言のように、入札という解釈にできるんかどうか、その辺ちょっと私も経験ないんで、その辺を教えてくださいたいと思います。

川西委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまの岡本委員からのご質問の中で、公告と入札の関係だと思えます。

この中で、入札公告に関しましては、入札目的の公告でございますので、市の入札担当部長ともいろいろと協議を行った結果、入札公告がやはり入札申し込み等にありますので、入札に参加すること、入札に関しまして公告と同解釈というような解釈をいたしておりますので、公告を行ったということは入札の申し込みということでもありますので、同解釈ということで、3回の入札公告で申請者が1社しかありませんでしたので、2社未満の場合については入札を中止するということになっておりましたので、同解釈というようにいたしております。

川西委員長 はい、岡本委員。

岡本委員 今、私、そのことを初めて聞いたんですけども、「官公庁契約精義」という本があると私も初めて今聞いたわけですけども、この中に、今、部長がおっしゃるように、競争に付しても入札参加がなかった、この場合については随意契約できると、該当するから随意契約できると、こうなるとるわけですけどね。私がちょっと知りたいのは、先ほど言いましたように、その公告について参加意思を問うてるということで、今、部長おっしゃったわけやけども、例えば、この第8号の中で、私もこんな経験ないと思うんですが、何回か入札しても不調に終わってる、このケースはあると思うんですね。で、その公告も、今部長の話であれば、何回か公告をやって、いわゆる不調という言葉がええかどうかわかりませんけども、2社が参加できない、1社しかない、一応、不調という言葉がええんかどうかわかりませんけどね。その中で、いわゆるその随意契約に持っていくということについては、私思うのには、この中に、公告の中に、いわゆる最低必要要件は決まってると思うんですね。期日、あるいは事業内容、あるいは予定価格、最低価格、あるいは入札日をいつにするんかということが決められておる。で、そのいわゆる部長の解釈の中で、唯一の入札日が決められておる、これがいい

いわゆる入札に読みかえるということではないのかなと思いますねけど、その点どうですか。

川西委員長 はい、生野部長。

生野市民生活部長 確かに岡本委員がおっしゃってますように、3回の公告全てに予定価格なり最低制限価格、それと事業内容と、それと技術提案の締切日、入札日等を掲載いたしておりますので、当然、参加者があればその日をもって入札するわけでございますので、その入札日をもって入札があったというような解釈をいたしております。

それで、先ほどの中の「官公庁契約精義」の中にありますように、先ほども本会議の方で説明をいたしたわけですが、これにつきましては、競争に付しても入札者が皆無であるときは契約の相手方を得ることができないので随意契約によることができるものとされているというようにも明記されております。ただ、本件の場合につきましては、入札に参加する業者が1社あったということでございます。ただ、もう1点につきましては、入札者がいない場合であるから、例えば入札者があったが予定価格の制限の範囲内でないために落札しなかったような場合は含まれないというようになっております。

今回のケースにつきましては、入札に参加者がありましたが、現実には3回の入札公告は実施しなくて入札行為が1つもなされなかった場合に該当するというので、入札者がいないときに該当するという中で、この第8号を適用させていただいております。

以上です。

川西委員長 はい、岡本委員。

岡本委員 いろいろと説明してもらっておるわけやけど、私は、今言うているのは、入札といわゆる公告との違い、やっぱりこれをきちっと理解せないかんかなと思うからこういう質問してるんですね。

だから、私が思うのには、やはり入札ということではなしに、いわゆる公告の中で、先ほど言いましたように、入札日も記載されてる、その中で3回実施した、ところが1社しかなかったということではないのかなと思うからしつこく聞いとるんですね。

やっぱり私も、こんなん初めてですんでね、そんなに私も調べてませんけども、多分そうではないかな。今言いましたように、「官公庁契約精義」ですか、これ、ちょっとわかりませんので、もしよかったら、後でちょっとその部分をコピーいただけたらなというように思います。

以上です。

川西委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第1号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川西委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、その他についてでございますが、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 では、生野部長の方から、これからの事業の予定について説明をお願いいたします。

はい、生野部長。

生野市民生活部長 ただいま当委員会で採決をいただきまして、また後に本会議で採決いただいて議決をいただきますと、今後は事業に関して早急に進んでいくというような考えを持っております。

当然、本日契約議決をいただきますと、早急にこの業者であります川崎技研と詳細な打ち合わせを行いまして、本会議の中でも説明いたしましたように、自然公園法の許可申請が一番急ぐことでございますので、それにつきまして、6月には奈良県知事の方に自然公園法の許可申請を提出したいと。当然、それまでの期間約3カ月ほどあるわけでございますので、担当の影山部長等とも提出するまでに詳細な打ち合わせを行いまして、本申請を行い、早急に許可をいただけるような打ち合わせを事前に十分行っていきたいと思っております。

今後につきましては、自然公園法の許認可申請の書類等ができ上がりました場合、提出するまでに委員長、副委員長をお願いいたしまして、特別委員会等を開催願ひ、細かい説明をさせていただき予定をいたしております。

当然、これから詳細設計に入っていきますので、今現在、担当の方から申し上げるのは以上かと思えます。よろしく申し上げます。

川西委員長 それでは、ただいま説明いただきました内容について、何か質問等ございませんか。

はい、副委員長。

春木副委員長 非常に高額な契約ということで、皆承認をしたところなんですけどね。

通常でしたら、設計されて、設計監理といいますかね、そういうのは、要するに、額としては、議会にかけるという額を超えないだろうとは思いますが、非常に高額でもありますし、通常行われてる工事とはかなり異なった様相を持つてくると思うんで、その辺はどんなふうにご考慮されるかということ、趣旨としては、やはり、この川崎技研が、もちろん、正当にきちっと事務を進めてもらえるとは思いますが、やっぱり、額が額だけに、十分その辺のところを監督していくといいますか、順調に進行することの中身としては大きなものがあると思うんで、若干説明をいただければと思います。

川西委員長 はい、生野部長。

生野市民生活部長 すいません、先ほど説明すればよかったわけございまして、申しわけございません。

ただいま春木副委員長がおっしゃいましたように、この高額な金額のもとに、これから設計なり施工をしていくわけですが、それにつきまして、施工監理というのが今後契約をしなくてはならないのが発生してまいるわけですが。

昨年の6月議会に継続費の補正をさせていただいたときに説明は申し上げとったと思うんですけども、この事業の予算につきましては52億580万円という総事業費を、6月の継続費の補正をさせていただいております。その52億580万円のうち、1億5,000万円が施工監理費として計上をさせていただいております。

この本件が議決いただいた後に、早急にこの施工監理の一般競争入札の公示をいたしまして、業者を募集いたしまして、今後施工監理についての発注をしていきたいと。そして、この施工監理の業者に、自然公園法等の許認可申請なり、建築基準法による許認可申請等の監理もあわせてしていただき、後々建築施工の工事中の監理もしていただくというように予定をいたしております。なお、今現在、詳細の設計を担当の方でくくっておるわけですが。

予算については、1億5,000万円ということですが。1億5,000万円を超える場合につきましては、議会の議決が必要になるかと思いますが、ただ、概算しか今現在申し上げることができないんですけども、約1億2,000万円の設計金額になるかと思いますが。

早急に、来週にでも一般競争入札の公告をさせていただいて、今後に進んでいきたいというように思っております。

先ほどの、委員長が申されたその他のときに、私の方、この大事なことを言い忘れたことをまことに申しわけなく思っております。何とぞよろしく願いたいと思います。

川西委員長 よろしいですか。

はい、副委員長。

春木副委員長 確認をさせていただきますと、この予定される入札によって落札できる業者というのは、もちろん川崎技研とは別ということは当然のことではいいわけですね。それを確認させていただくことだけなんですけども、ぜひ、そういう形で、何しろ多額ですから、念には念を入れた形でお取り組みをお願いしたい。

また、私たちもやっぱり契約が進んでいく過程の中で、ときに応じていろんな事柄について心配なことがあればすぐ現地に行って、視察に行くと、そういったことも必要かというふうに、委員長なんかとも一緒に話をしているところなんですけども、行政の方も、ぜひ間違いのないように十二分に進行していただきたいということを申し上げておきます。

川西委員長 ほかにございませんか。

はい、西川委員。

西川委員 1つだけ聞きたいんですけどね。

今、まだ、これ、消費税だけでも2億1,480万円かかっているんですけども、これが、材料調達をやり出すのが来年ぐらいになったときに、まだわからへんけれども、これ、8%に上がったときに、このときの、変更をしてくれとか、そんなふうな話になれへんやろうな。今、

わからへん、まだ来年の4月やから、その辺は契約の中ではきちっとしたあるのかどうか、そのときに3%上がるということは相当のこと、材料調達で。その辺の分で、いや、こんだけ上がりますねんというようなことになっていったら、あれやからな。そんな金、出てけえへんからな。そこらの社会情勢の変化に伴うて、その契約のそこの部分の見直しどうのこうのというような契約のやり方になってる部分があるから、もし、来年の4月1日以降から、本格的にいろんな材料調達、いろんなことやっていくわけやから、そこらを押さえといてもらわんと、3%、そのままいろんな意味で乗ってきたら大きいでっせ。

川西委員長 はい、生野部長。

生野市民生活部長 ただいまの西川委員ご指摘の消費税の件でございますが、当然、契約日につきましては、本日議決をいただきますと、2月14日が議決日になります。

その中で、2月1日に仮契約を行いまして、現在進めているわけでございますねけども、当然、契約日をもって消費税というのが発生するというような判断をいたしておりますので、工事のその中で、皆様方にはお渡ししてないですけども、その約款等の中で、そういう項目が、変更の項目がございませんので、市といたしましては契約日現在の消費税5%というような解釈をいたしておりますので、当然来年4月に8%、その次また10%となるわけで、当然、この竣工を見るときには、最終的には消費税10%ということになるろうかと思えますねけども、あくまでも契約時の消費税が5%ということで、川崎技研の方に対応をさせていただくというようになるろうかと思えます。ただ、当然、材料調達の中で材料にかかってくる消費税は8%に上がれば8%になるろうかと思えますねけども、あくまでも契約日がこの2月14日になりますので、その時点の消費税は5%ですので、市の方からの消費税は5%という解釈で、上がったもそういう中で契約変更は生じないというような解釈をいたしております。

川西委員長 はい、西川委員。

西川委員 それはまあ、役所の考えはそうやろうけれども、業者の方にはそこらのとこきちっとやっとかんと、はっきりと、社会情勢、経済情勢の変化によってその変更を認めるみたいな項目が入るような契約条項があるわけやから、そんなことが入ってたら、やっぱりそのときになったら応じて、その分は見たらなあかんようになるからな。せやから、あくまでも完成するまでは、この請負に対してのこれはそんなん消費税みたいに上がることはないけれども、それによって認めてくれへんかというような話にならんように、思てるんじゃなしに、きちっと押さえといてもらった方がええんっちゃいまつか。

川西委員長 はい、生野部長。

生野市民生活部長 ご指摘のように、契約後に川崎技研の方とそういう関係上、十分示させていたしまして今後問題の起こらないように対処いたしたいと思えます。

川西委員長 今のご意見、非常に大事なことで、きちっと押さえてください。お願いいたします。

はいどうぞ、岡本委員。

岡本委員 ちょっと今、西川委員の方から話があったわけやけども、現在、今、生野部長も知って

おられると思いますけども、昭和48年のオイルショック、このときの経験あると思うんですね。

ですから、西川委員が指摘された消費税の問題、この問題についてきちっと契約書に明記をしないと、裁判にかかった場合、発注者が不利になるということやから、今ご指摘いただいたわけやから、その契約をもう一遍見直しできるとしたら、きちっと消費税は現況の5%やと、上がっても認めませんということをはっきり明記しないと、ちょっと争われたら行政が負けてしまう、こういう前例があるんで、ええ格好言うんやないけど、それだけはきちっとしてもらいたい。

川西委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまのご指摘の件について、契約は、一応契約書の内容としては終わっておりますので、別途川崎技研の方と協定書等を交わさせていただきまして、西川委員、岡本委員ご指摘の点については十分配慮いたしたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

川西委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 はい、わかりました。

先ほど、副委員長の方からも少しお話がありましたのですが、要するに建設業者に対して、委員会として、また皆さんのいろんなご意見をいただいて、いろんな形で申し込み等も行いたいと思っておりますので、またお考え願えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ないようでしたら、これで本日の案件は全て終了いたしました。本日の委員会はこれまでといたします。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

川西委員長 ないようでしたら、これをもちまして、本日の新クリーンセンター建設事業特別委員会を閉会といたします。

閉 会 午前11時13分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長

川 西 茂 一